監査委員 告示 第 6 号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、塩竈市監査基準により監査を実施 したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和6年6月4日

塩竈市監査委員 菅 原 靖 彦 塩竈市監査委員 伊 藤 博 章

定期監查結果報告書

1. 監査等の種類

定期監査及び併せて行う行政監査

2. 監査等の対象

上下水道部全課の財務に関する事務及びその他の事務 (令和4年度の定期監査時から令和5年度の定期監査時までに実施したもの)

3. 監査等の着眼点

令和5年度監査実施方針に基づき、財務等に関する事務の執行が適正かつ効果的に行われているか、 各種の契約が公平性、透明性を確保しているか、公金収納が会計規則に則り適正に処理されているか、 単純なミスを防ぐ等のチェック体制はどうなっているか等を着眼点として実施した。

4. 監査等の主な実施内容

事前に定期監査対象課から必要な資料の提出を求め審査を行った。監査当日は、歳入歳出の基礎となる帳簿、書類、証書など事務事業の執行に関する書類等の提出を求め、必要に応じて関係職員からの説明を聴取した。

また、予算の執行、物品、財産の管理、契約状況等事務事業の執行状況について、適法性、効率性、 適正性などの観点から監査を実施した。

5. 監査等の実施場所及び日程

対象課内、令和6年1月25日(木)~同年1月30日(火)

6. 監査等の結果

財務に関する事務の執行、並びに事務事業の執行状況は、概ね適正に執行されていると認められた。 契約状況については、提出された資料に基づく契約件数が116件であり、その内訳は、一般競争入 札が13件、指名競争入札が46件、随意契約が57件であった。随意契約については、地方公営企業法 施行令に基づく契約が前年度と比較すると1件減の21件、塩竈市下水道事業会計規則等に基づく少額 随意契約については、前年度と比較すると、下水道課における災害関連の委託業務やポンプ施設の修 繕工事等が減少したこと等により22件減の36件であった。なお、36件のうち1者見積の件数は15件、割合は41.7%であり、前年度から8.9ポイント増加している。

今後は事業の性質・内容等から競争入札や2者以上からの見積が可能なものはないか検討され、契約の公平性、透明性の保持に努められたい。

また、財務や服務に関して、日付の記入もれなどの単純ミスが見受けられたため、より一層、チェックの徹底を行ってもらいたい。